

会長ご挨拶



会長 丹澤 忠義

JDA第16回通常総会開催 6月20日(月) 東京・鉄鋼会館



社団法人全国運転代行協会第16回通常総会は、6月20日(月)に東京都中央区、鉄鋼会館において開催されました。

総会には、来賓として警察庁交通局交通企画課中村課長補佐と星野係長、国土交通省から自動車交通局旅客課旅客運送適正化推進室関上課長補佐にご出席いただき、丹澤忠義会長挨拶に続いて、中村課長補佐、関上課長補佐よりそれぞれご挨拶をいただいた後、議案審議に入り、第1号議案から第4号議案まで、それぞれ異議なく承認・可決されました。

JDA 第16回通常総会報告事項及び決議事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 平成22年度事業報告・収支決算報告の件 |
| 第2号議案 | 公益認定申請の件 |
| 第3号議案 | 平成23年度事業計画案の件 |
| 第4号議案 | 平成23年度収支予算案の件 |

はじめに、本年3月に東日本を襲った未曾有の大震災に遭われた方々及び運転代行事業者の方々に、謹んでお見舞いを申し上げます。

昨年の第15回総会において会長に推挙いただきましたが、思えば平成8年3月の社団法人全国運転代行協会発足以来、常に協会との関わりを持ちながら今日に至りました。会長をお受けしたのも、協会の灯を消してはならない、という一念からであります。

現在、業界を悩ませている最大の問題は、運転代行料金の低料金化であります。事業者数の増勢が続き、過当競争が進むなかで代行料金を維持することは困難であり、そして、このような市場環境にあっては無保険車での違法営業や白タク行為を生むことになります。

こうした現状を打破するために求められることは、第一に業界自身の自助努力であり、そのための活動の中心となる当協会の公益法人化が欠かせない要件であると考え、今年中に公益認定申請を行うことを理事会で決議し、この総会において審議していただく次第です。

一方、業界の健全化を促進するために必要な法改正の実現を目指して、昨年来警察庁、国土交通省に働きかけてまいりましたが、今回両省庁は、運転代行業界の諸課題を把握すべく、秋に実施する本格的調査に先駆けて、西日本5府県のタクシー、飲食店経営者向けに運転代行に関するアンケート調査を実施することとなり、飲食店向け調査については当協会に対して協力要請がありました。

これに呼応して、当協会においても運転代行事業者自身の声を汲み取るべく、急きょ事業者対象のアンケート調査を実施することとなりました。この調査によって、行政当局に運転代行業界の実態をご理解いただき、併せて業界健全化への道筋をご検討いただくデータとして活用されることを期待しております。

繰り返しになりますが、業界の健全化は法改正に頼るばかりでは実現しません。我々自身が襟を正して法令を遵守し、マナーの向上につとめ、適切なサービスに徹することで、すきま産業などと言われることなく、交通安全に寄与する産業として堂々と業を営めるよう、力を合わせて業界の健全化に向けて邁進しようではありませんか。

来賓・行政担当官ご挨拶

警察庁交通局交通企画課

中村 振一郎課長補佐



本日は、社団法人全国運転代行協会の第16回通常総会にお招きいただきましてありがとうございます。

御出席の皆様には、日頃から交通警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜り、本席をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の交通事故発生状況ですが、交通事故による死者数は、4,863人で10年連続の減少となり、ピーク時(昭和45年：16,765人)の3割以下となるとともに、交通事故発生件数及び負傷者数も6年連続で減少し、負傷者数は平成6年以来16年ぶりに90万人を下回る結果となりました。

また、飲酒運転による死亡事故につきましても、交通指導取締りの強化、罰則の強化、酒類提供行為等に対する罰則の効果等により、対前年比マイナス1.7%パーセントの287件となり、10年前の4分の1以下という結果となりました。しかしながら、飲酒運転によるひき逃げ死亡事故など悲惨な事故はいまだに後を絶たず、今後、飲酒運転撲滅に向けた取組を更に推進していく必要があると考えております。

御承知のとおり、警察庁と国土交通省においては、平成20年2月に運転代行サービスの利用環境を改善するための施策を「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」として取りまとめ、以後、これに盛り込まれた施策を実施しているところであります。

貴協会におかれましても、安心して利用できる事業者情報の利用者への提供や講習会を開催するなど自主的な取組を行っていただいているところであります。しかし、貴協会の事業運営等につきましては、昨年もこの場で指導監督基準に定める基準を満たしていないものについて改善等の措置をお願いしたところでありますが、昨年度におきましても、改善はしておりますが、若干基準を下回っている点等もあります。公益法人に対しては、事業仕分け等で国民から非常に厳しい視線が注がれておりますので、引き続き、事業の見直し、改善等を検討していただき、公益法人として求められる基準を確実に満たしていただくようお願い申し上げます。

また、公益法人制度改革への対応に関しましては、貴協会において移行に関する検討をしていただいておりますが、平成25年11月末までに移行申請を行わなかった場合は解散となるほか、移行期間の終了までに移行申請を行ったとしても、移行期間の終了後に認定等が得られなかった場合にも解散となります。移行申請から認定等を得るまでに相当の日数を要することや、不認定等となった場合に備えて、再申請するために必要な期間を確保する必要があることなどを考えると、残された期間は限られてきておりますので、計画的に移行準備を進めていただきたいと思います。

以上のとおり、貴協会にとって厳しい情勢ではありますが、今後、積極的な事業活動が行われ、会員の増加につながることを期待しているところであります。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展と本日御出席の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げます。私の挨拶といたします。

来賓・行政担当官ご挨拶

国土交通省自動車交通局旅客課

旅客運送適正化推進室

関上 義明課長補佐



国土交通省自動車交通局旅客課の関上でございます。

ご挨拶に先立ちまして、去る3月11日に発生しました「東日本大震災」においてお亡くなりになりました方々に対しまして、哀悼の意を表するとともに、被災されました方々に対しまして、この場をお借りしましてお見舞い申し上げます。

運転代行業界におかれましても、被害を受けられた方々がおられると聞いております。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、全国運転代行協会は、平成8年に公益法人化され、既に15年が経過したところであります。また、「自動車運転代行業法」は、平成14年に施行されて、この6月で丸9年を迎えました。この間、協会の皆様方には、交通の安全や違法行為の防止対策等々、様々な形で事業の適正化に取り組まれてこられたと承知しております。

皆様ご承知のとおり、現在、政府を挙げて飲酒運転の根絶に向けた飲酒運転抑止対策を推進しているところであり、国土交通省におきましても、本年5月から、自動車運転事業者に対し、運転者の酒気帯び有無の確認をアルコール検知器により行うことの義務付けを行いました。運転代行業界においても、アルコール検知器の積極的な活用をお願いします。

改めて申し上げるまでもなく、飲酒運転根絶のため、自動車運転代行業の果たす役割は重要であり、飲酒運転が行われないような環境整備が一層推進されることを期待している次第であります。このためには、運転代行業界が真に活性化し、適正化を図っていくことが必要なところであり、貴協会の指導力に頼るところが大きいものと認識しております。

こうした中、警察庁と国土交通省では、現在の運転代行業界における諸課題について、具体的かつ定量的で客観性のあるバックデータにより把握するため、運転代行利用者及び飲食店経営者等への実態調査を実施することとしました。具体的には、秋以降に予定している全国一斉調査を効果的に実施するため、7月に比較的震災の影響が少ない西日本の5府県(大阪、岡山、愛媛、熊本、沖縄)でサンプル的に調査を実施いたしますので、貴協会の御協力をお願いいたします。

自動車運転代行業界が、健全な発展と社会的地位の向上を獲得し、真に国民に信頼されるサービスとなるためには、その指導的役割を持つ貴協会が、その使命感を再認識していただくとともに、更なる組織の強化と活性化に努めていただくことが重要であり、今後の活動に期待しているところであります。

最後になりますが、貴協会並びに自動車運転代行業界の益々のご発展と、本日出席の皆様方のご健勝を祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

JDA 公益認定申請を機関決定

公益法人制度改革に伴い、特例民法法人である JDA が存続するためには、公益社団法人か一般社団法人のいずれかに、平成 25 年 11 月までに移行申請しなければなりません。このたびの通常総会において、丹澤会長は、すきま産業といわれない運転代行業界にするためには、何よりも自助努力が必要で、その活動の拠点となるのはあくまで当協会であり、そのためには公益法人化が欠かせない要件であると、公益認定申請についての提案理由を述べられました。

審議の結果、全会一致で公益認定申請の件が承認され、併せて公益社団法人に適合した新定款、及びそれに付随する諸規則についてもすべて承認されました。

この結果を受けて、JDA 事務局では 7 月中の認定申請に向け、申請手続きに関する作業に急ぎょ取り組むことになりました。

公益認定申請を受けて 平成 23 年度 JDA 事業計画決まる

去る 6 月 20 日開催された JDA 第 16 回通常総会において、公益認定申請に伴う平成 23 年度事業計画案が審議のうえ承認されました。これにより公益法人認定を目指して、本年度は新たな事業活動を展開することになりました。

〔重点施策〕

- I 特例民法法人である全国運転代行協会が、新公益社団法人への移行認定申請するにあたり、協会の諸事業のうち、公益認定の要件である公益事業比率 50%達成を目標として事業を展開
 - II 従来からの懸案である組織拡大への新たな施策の展開
1. 自動車運転代行業の安全確保のための対策等の研究及び研修指導
 - (1) 自動車運転代行サービスの利用環境改善のための研修、指導の実施
 2. 飲酒運転根絶を図るための広報、啓蒙活動
 - (1) 地域社会に飲酒運転根絶を訴求するための広報活動と街頭活動の実施
 - (2) 飲酒運転根絶のためのシンポジウムの開催と SDD（ストップ・ドラック・ドライビング）プロジェクトへの協賛
 3. 利用者からの相談の受付及び苦情処理
 - (1) 利用者からの苦情・相談への対応を迅速に行う体制の整備
 4. 交通安全、運転代行に関する適切な広報活動
 - (1) 交通安全、飲酒運転根絶に関する情報と、協会支部及び会員に関する情報をホームページ上と JDA ニュースで広く社会へ提供

JDA トピックス

JDA が運転代行業界の実態調査へ

いま、運転代行業界が抱える問題は何か、改善すべき課題は何か、等を検討するための資料として、このたび JDA では事業者を対象にアンケート調査を実施することになりました。

このアンケートの目的は、運転代行業界が全国各地でどのような状況にあるか、そして何が問題であるかを、まず現地の事業者の皆様の目を通して明らかにし、業界健全化への方向を見出す糸口にしようとするものです。

するものです。

JDA ではこの調査結果を取りまとめ、警察庁と国土交通省に提出し、運転代行業界の健全化のため、法改正を視野に入れた諸施策の実現にお役立ていただく考えです。すでに調査に御協力いただいた会員各位にお礼を申し上げるとともに、まだご回答いただいていない会員には、ぜひともアンケート調査へのご協力をお願いいたします。

警察庁、国土交通省で 運転代行業に対するプレ調査実施 飲食店向け調査に JDA が協力

警察庁と国土交通省では、運転代行業に関する調査を今秋以降全国的に実施する予定で、そのプレ調査として大震災の影響が少ない西日本 5 府県（大阪、岡山、愛媛、熊本、沖縄）でタクシー、飲食店向けアンケート調査を 7 月中旬に実施します。

その調査のうち、飲食店対象分について JDA が協力を依頼され、総力をあげて調査に取り組むことに

なりました。その方法は、飲食店に出向いてアンケート調査への協力をお願いして、後日回収します。アンケート調査の結果は、行政が自動車運転代行業に関して今後必要な施策を検討するための資料として利用されるということです。5 府県の会員各位には、ぜひともこの調査にお力をお貸しくださいますようお願いいたします。

「飲酒運転根絶キャンペーン」街頭活動実施のお願い

飲酒運転が社会悪であり、その根絶のため運転代行業界がいかに社会貢献しているかを、地域社会に認識してもらうための「飲酒運転根絶キャンペーン」街頭活動を、平成 23 年度も JDA 公益事業活動の柱として展開いたします。支部単位で実施いたしますが、会員各位がご自身の営業圏で実施をお望みであれば、支部長にお申出なさるか、支部長欠員の場合は本部事務局にお申出ください。貴社のビジネスチャンスとなりますので、ぜひお取り組みください。

〔開催の手順〕

1. 実施日時を決める。
2. 本部事務局に連絡、事務局はのぼり旗 2 セット(無料) 送付する。
3. 所轄交通課、運輸支局等に報告、支援を依頼する。
4. 代行利用促進チラシを使う場合は有料@5 円、社名刷り込み無料。
5. 報告書で結果報告。(写真添付のこと)

●なお、詳細につきましては本部事務局(TEL03-3668-2788) 栗原までお問い合わせください。



節電に協力しましょう。 経済産業省より節電の協力依頼がありました。猛暑に向かい電力消費がピークとなります。徹底して節電に努めましょう。政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」<http://setsuden.go.jp> 及び 節電ダイヤル 0570-064-443